

# LPガス協会の取引適正化・料金透明化に向けた 栃木県LPガス協会の取組宣言

2024年7月9日  
一般社団法人栃木県LPガス協会

令和6年4月2日、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の改正省令が公布されました。この法改正に伴い、一般社団法人栃木県LPガス協会は、協会員であるLPガス事業者を啓発・指導していく立場から、以下のように取組の方向性を示し、率先垂範して法令を遵守し、LPガス業界全体の商慣行是正に向けて協会員と一丸となって取り組んでまいります。

- 1 県等と連携して商慣行是正に向けた制度改正の内容について周知徹底を図るとともに協会員の自主取組宣言を促進してまいります。
- 2 LPガス事業者の取引先である不動産業や建設業の業界団体に対して商慣行是正への理解と協力を求めてまいります。
- 3 取引適正化に関する制度改正について、県や市町と連携を密にしながら消費者の皆さまへの周知に努めてまいります。
- 4 LPガス消費者相談機能を生かし、一般消費者等からの相談や通報に真摯に応え、是正措置が必要と判断される事案についてはLPガス商慣行通報フォームなどを活用してまいります。

## ○液化石油ガス法の改正省令の概要

- 1 過大な営業行為の制限（2024年7月2日施行）
  - ・ 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
  - ・ LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止
- 2 三部料金制の徹底（2025年4月2日施行）
  - ・ 基本料金、従量料金、設備利用料金からなる三部料金制の徹底
  - ・ LPガス消費と関係のない設備費用のLPガス料金への計上禁止
- 3 LPガス料金等の情報提供（2024年7月2日施行）
  - ・ 賃貸住宅の入居希望者に対するLPガス料金等の事前提示の徹底  
(入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介事業者等を通じて提示)